

鳥取県告示第253号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行う事業 所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月 日
独立行政法人国 立病院機構鳥取 医療センター	鳥取市三津 876	独立行政法人国立病院 機構鳥取医療センター 重症心身障害者病棟	鳥取市三津876	療養介護	平成24年 4月1日
〃	〃	独立行政法人国立病院 機構鳥取医療センター 通園	〃	生活介護	〃
社会福祉法人手 をつなぐ福祉会	鳥取市伏野 1558-12	かめの会作業所	鳥取市伏野1558-12	就労継続支援B 型	〃